

令和8年度「京都おいしい減塩プロジェクト」企画・運營業務委託

募集要項



- 応募書類の提出期限  
令和8年5月15日（金）午後5時まで  
※ 応募書類は郵送又は持参すること。
- 問合せ先及び応募書類提出先  
京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課（担当：中川、伊藤）  
〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 北庁舎4階  
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課  
電話： 075-222-3424  
E-mail： [kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp)

## 1 趣旨

本市では、市民の健康寿命の延伸を目指し、「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に基づき、健康づくりを推進している。生涯にわたって心身ともに健やかで充実した生活を送るためには、働き盛り世代から健康づくりに取り組み、生活習慣病や将来的なフレイルを予防することが重要である。

令和元年より実施している「京都おいしい減塩プロジェクト」では、生活習慣病予防に向け、市民の食塩摂取量の適量化を図るため、減塩の取組の必要性とその実践について普及啓発や事業者や関係団体と連携した食環境整備をこれまでから取り組んでいる。

今般、食塩摂取量の適正化と野菜摂取量の増加促進を図る取組（ナトカリ※）について、市民の減塩商品の購入と、野菜摂取の促進に向けて、食の健康づくりキャンペーンを実施するとともに、従業員の食生活の見直しに取り組む企業・事業所に、食塩摂取状況等の栄養状態が測定できるモニタリングの機会を提供し、従業員自らが自身の食生活の気づきを促し、見直す機会とする取組を実施する。

「京都おいしい減塩プロジェクト」に係る企画・運営業務委託に当たって、民間事業者の経験やノウハウ等を活用し、効果的かつ効率的な事業運営を推進するため、公募型プロポーザル方式で受託候補者を選定することとしている。

本要項は、受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

※ナトカリとは・・・

「食塩（ナトリウム）」の「ナト」と「カリウム」の「カリ」を組み合わせた言葉。ナトリウム（食塩）を減らし、野菜や果物などに多く含まれるカリウムを積極的にとる食事が、高血圧予防につながる。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務内容

別添1「仕様書」のとおり

### (2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (3) 予定価格

委託料：上限価格 5,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 応募資格

応募の資格者は、法人又は法人以外の団体とし、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

- ア 所得税又は法人税
- イ 消費税及び地方消費税
- ウ 本市の市民税及び固定資産税
- エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 企画書の提出日から選定結果の通知日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表事業者及び分担事業者が、上記(1)～(2)の条件を満たしているものとする。また、当該業務委託契約の締結の日までにコンソーシアム運営に係る協定書の締結を予定していること。

#### 4 受託候補者選定スケジュール

令和8年4月20日（月）	公募開始
5月 1日（金）	質問受付締切り
12日（火）	質問に対する回答
15日（金）	提出書類一式受付締切り
19日（火）～22日（金）	プレゼンテーション
29日（金）	受託候補者の決定 業務開始に向けた準備・調整
6月 1日（月）	契約締結・業務開始

※ スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがある。

#### 5 応募手続等

##### (1) 提出書類

###### ア 応募者共通

応募者は次の書類を提出すること。

No.	様式名	補足事項
1	(様式1) 参加申請書	【別添2】 応募様式
2	(様式2) 団体の概要	【別添2】 応募様式
3	(様式3) 実績報告書	【別添2】 応募様式
4	(様式4) 個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書	【別添2】 応募様式
5	事業運営（委託料）に係る見積書※1	(様式任意)
6	企画提案書※2	(様式任意)

※1 現段階で想定される企画、運営、編集、印刷、発送費用等の全てを含んだ経費内訳

※2 企画提案書には、業務スケジュールを記載すること。

- イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合  
アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

No.	提出書類	補足事項
7	(様式5) 誓約書	【別添2】応募様式
8	印鑑証明書 *申請日前3か月以内に発行のもの原本(写し不可)	
9	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	申請日前3か月以内に発行のもの原本(写し不可)
10	納税証明書 (国税等及び京都市税)	申請日前3か月以内に発行のもの原本(写し不可)
11	調査同意書 (水道料金・下水道使用料)	ホームページから様式 <sup>1</sup> をダウンロードし、必要事項を記載し提出

- (2) 提出部数 正本1セット 写し4セット 合計5セット  
※ 提出書類は、原則A4サイズで作成し、各1部ずつを1セットとしてまとめ、ダブルクリップ等で仮留めし、5セット分を提出すること。
- (3) 募集期間 令和8年4月20日(月)～5月15日(金)午後5時まで  
※ 提出期限以降は受付できません。
- (4) 提出場所 〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 北庁舎4階  
保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課食育担当まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送(期限内必着の書留郵便に限る。)
- (6) その他
- ・ 企画書等の提出に当たっては、別添1「仕様書」に十分留意すること。
  - ・ コンソーシアムを結成して参加する場合は、「(様式1)参加申請書」の申請者欄は代表事業者とし、備考欄に構成事業者や業務の分担、その目的等を簡潔に記載すること。
  - ・ 上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

## 6 質問と回答

- (1) 受付期間 令和8年4月20日(月)～5月1日(金)午後5時まで
- (2) 質問方法 別添2「応募様式」内の「(様式6)質問票」により、電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は、「京都おいしい減塩プロジェクトのプロポーザルに関する質問」とすること。  
※ 電話及び口頭による質問は原則不可。
- (3) 提出先 E-mail: [kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:kenkochojukikaku@city.kyoto.lg.jp)  
(健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 宛)
- (4) 回答 令和8年5月12日(火)に、本市ホームページ(京都市情報館)において公開する。

<sup>1</sup> 調査同意書(水道料金・下水道使用料):  
<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto30/pdf/kyou05.pdf>

## 7 選定方法

### (1) 審査

提出書類及びプレゼンテーションの結果を基に、本市が設置する選定委員会により審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。

※ 応募多数の場合（4社以上）、プレゼンテーションを行う事業者を、事前に提出された企画書等に基づき選考する場合がある。その結果、対象とならなかった事業者には、書面により通知します。

### (2) プレゼンテーション

ア 日時 令和8年5月19日(火)～22日(金) このうち30分間

※ 具体的な実施日については、受託候補者と別途調整するものとする。

※ 原則、上記日程で行うが、変更する場合もあるため、別途本市より通知する。

イ 場所 健康長寿企画課内 会議室

(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 北庁舎4階)

ウ 方法

- ・ 参加人数は3名以内とする。
- ・ 説明 20分以内、質疑応答 10分程度
- ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画書等とする。
- ・ 時間の都合上、パソコン及びプロジェクター等使用し、映写しながらプレゼンテーションを行うことは認めない。
- ・ 説明は本業務に直接携わる者が行うこと。

### (3) 審査基準

別添3「受託候補者審査基準」のとおり

### (4) 審査結果

選定結果は、令和8年5月29日(金)までに郵送又は電子メールにより全応募者に通知する。また、本市ホームページ(京都市情報館)において参加した事業者及び評価点、受託候補者を選定した理由が分かる情報を公表する。ただし、審査内容及び評価結果についての異議申立ては認めない。

### (5) 企画書等の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した提案書を無効とし、選定の対象外とする。

ア 「3 応募資格」に掲げる資格のない者が企画書等を提出した場合。

イ 企画書等に虚偽の内容が記載されていた場合。

ウ 企画書等に記載された当業務に関わる者が、契約締結後に当該業務に従事できない場合。  
ただし、やむを得ない事情があるものとして、本市より認められた場合はこの限りではない。

エ 事業運営に係る見積書に記載された金額が、予定価格を超えた場合。

オ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

## 8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 受託候補者決定後、候補者と協議のうえ、業務委託内容及び委託金額について最終決定し、委託契約を締結するものとする。

- (2) 業務委託条件は、本要項に基づく企画書の提案内容をもとにするが、契約段階において、修正を求める場合がある。ただし、提案内容は実現を確約したものとみなす。
- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、受託候補者の選定において、順位の高かった者の順に協議を行う。
- (4) 受託者は本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りではない。
- (5) 受託者は成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときには、受託者の請求により、委託料を支払うものとする。
- (6) 本業務の履行に当たり生じた成果物（マニュアル、印刷物、図、写真、事業実績報告書など）については、本市に著作権を譲渡するものとし、本市が請求をした場合には、本市が指定する方法で引き渡すこと（他に著作権を有している者がいるときを除く）。
- (7) 本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物がある場合は、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。
- (8) コンソーシアムを結成して契約する場合、本業務委託の運営に関する協定書を構成事業者間で締結し、本市の了承を得ること。また、その1部を本市に提出すること。

## 9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用（企画書作成費、交通費等）は、参加者負担とする。
- (2) 提出された企画書等は、返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- (3) 審査の経過等に関する問合せには一切応じられない。
- (4) 提出された書類は、公文書公開請求があった場合、個人情報・法人の営業に関する事項を除き、公開することがあります。
- (5) 公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限る。
- (6) 選定された受託候補者は、業務委託の開始後、速やかに委託業務の実施方法等、仕様の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を進めること。